

令和4年9月30日

## 準特定地域の指定期間の延長について

本日（令和4年9月30日）付けの官報告示（別添）「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示」により、「京葉交通圏」「東葛交通圏」「千葉交通圏」「市原交通圏」につきまして準特定地域の指定期間が、引き続き令和4年10月1日から令和7年9月30日とされた旨告示されましたので、お知らせします。

京葉地区タクシー適正化・活性化協議会  
東葛地区タクシー適正化・活性化協議会  
千葉地区タクシー適正化・活性化協議会  
市原地区タクシー適正化・活性化協議会  
事務局 一般社団法人千葉県タクシー協会  
専務理事 高山  
TEL : 043-307-7002 FAX : 043-307-7003



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

- 〔省 令〕
- 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五五)
- 森林法施行規則の一部を改正する省令(同五六)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同五七)
- 〔告 示〕
- 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示(農林水産一四九三)
- 令和四砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件(同一四九四)
- 令和四砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件(同一四九五)
- 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する告示(農林水産二三)
- 令和五年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件(国土交通一〇二五)

- 改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件(同一〇二六)
- 船舶安全法の規定に基づき、型式を承認した件(同一〇二七、一〇二九)
- 土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(同一〇三〇)
- 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件(同一〇三一)
- 自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件(環境七七)
- 道路に関する件(東北地方整備局九八)
- 都市計画に関する件(関東地方整備局二七七)
- 道路に関する件(北陸地方整備局六五、七〇)
- 道路に関する件(九州地方整備局一〇九、一一四)
- 道路に関する件(北海道開発局一四三、一四六)
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について(農林水産省)
- 令和三年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について(同)
- 限定救命艇手登録講習事務の廃止について(国土交通省)
- 東北地方整備局公示(東北地方整備局近畿地方整備局公示(近畿地方整備局

○ (抜粋)

- 公 聴 会
- 植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示(農林水産省)
- 〔資 料〕
- 国庫歳入歳出状況(令和三年度令和四年七月分)、(令和四年度令和四年七月分)(財務省)
- 〔公 告〕
- 諸 事 項
- 官 庁
- 外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係
- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 令和三事業年度財務諸表、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人防災科学技術研究所令和三事業年度財務諸表、独立行政法人日本学術振興会令和三事業年度財務諸表、独立行政法人家畜改良センター令和三事業年度財務諸表、国立研究開発法人水産研究・教育機構令和三事業年度財務諸表、独立行政法人環境再生保全機構令和三事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、料金の額及び徴収期間の変更(中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社)、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係



地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

一六五  
一六六  
一六九

○国土交通省告示第千三十一号  
 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第二項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

国土交通大臣 青藤 鉄夫

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示  
 令和四年九月三十日  
 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（準特定地域）

第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

| 地方運輸局長    | 営業区域   | 期 間                   |
|-----------|--|-----------------------|
| 一 北海道運輸局長 | 〔札幌交通圏〕、〔小樽市〕、〔函館交通圏〕、〔旭川交通圏〕及び〔北見交通圏〕                                   | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで |
| 二 東北運輸局長  | 〔青森交通圏〕、〔八戸交通圏〕、〔弘前交通圏〕、〔盛岡交通圏〕、〔二関交通圏〕、〔山形交通圏〕、〔福島交通圏〕、〔郡山交通圏〕及び〔会津交通圏〕 | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで |

改正前

（準特定地域）

第五条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

| 地方運輸局長    | 営業区域                           | 期 間                   |
|-----------|--------------------------------|-----------------------|
| 一 北海道運輸局長 | 〔札幌交通圏〕                        | 令和二年四月一日から令和四年九月三十日まで |
| 二 東北運輸局長  | 〔小樽市〕、〔函館交通圏〕、〔旭川交通圏〕及び〔北見交通圏〕 | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで |

|             |               |             |  |                          |  |  |
|-------------|---------------|-------------|--|--------------------------|--|--|
| 五<br>中部運輸局長 | 四<br>北陸信越運輸局長 | 三<br>関東運輸局長 | 〔特別区・武三交通圏〕、〔北多摩交通圏〕、〔西多摩交通圏〕、〔県央交通圏〕、〔湘南交通圏〕、〔小田原交通圏〕、〔千葉交通圏〕、〔東葛交通圏〕、〔京葉交通圏〕、〔市原交通圏〕、〔県南中央交通圏〕、〔県南西部交通圏〕、〔県北交通圏(埼玉県)〕、〔県北交通圏(茨城県)〕、〔水戸県央交通圏〕、〔県南交通圏(茨城県)〕、〔県西交通圏〕、〔宇都宮交通圏〕、〔県南交通圏(栃木県)〕、〔塩那交通圏〕及び〔甲府交通圏〕 | 〔京浜交通圏〕、〔北総交通圏〕及び〔南房交通圏〕 | 〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔新発田市A〕、〔柏崎市A〕、〔松本交通圏〕、〔上田市A〕、〔飯田市A〕、〔富山交通圏〕、〔高岡・氷見交通圏〕、〔砺波市B〕、〔南砺市〕及び〔南加賀交通圏〕 | 〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静岡交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕 |
|             |               |             | 〔特別区・武三交通圏〕、〔北多摩交通圏〕、〔西多摩交通圏〕、〔県央交通圏〕、〔湘南交通圏〕、〔小田原交通圏〕、〔市原交通圏〕、〔県南西部交通圏〕、〔県北交通圏(埼玉県)〕、〔県北交通圏(茨城県)〕、〔水戸県央交通圏〕、〔県南交通圏(茨城県)〕、〔県西交通圏〕、〔宇都宮交通圏〕、〔県南交通圏(栃木県)〕、〔塩那交通圏〕及び〔甲府交通圏〕                                   | 〔京浜交通圏〕、〔北総交通圏〕及び〔南房交通圏〕 | 〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔新発田市A〕、〔柏崎市A〕、〔松本交通圏〕、〔上田市A〕、〔飯田市A〕、〔富山交通圏〕、〔高岡・氷見交通圏〕、〔砺波市B〕、〔南砺市〕及び〔南加賀交通圏〕 | 〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静岡交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕 |
|             |               |             | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで  | 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで    | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで  | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで  |

|             |               |             |  |                          |  |  |
|-------------|---------------|-------------|--|--------------------------|--|--|
| 五<br>中部運輸局長 | 四<br>北陸信越運輸局長 | 三<br>関東運輸局長 | 〔特別区・武三交通圏〕、〔北多摩交通圏〕、〔西多摩交通圏〕、〔県央交通圏〕、〔湘南交通圏〕、〔小田原交通圏〕、〔市原交通圏〕、〔県南西部交通圏〕、〔県北交通圏(埼玉県)〕、〔県北交通圏(茨城県)〕、〔水戸県央交通圏〕、〔県南交通圏(茨城県)〕、〔県西交通圏〕、〔宇都宮交通圏〕、〔県南交通圏(栃木県)〕、〔塩那交通圏〕及び〔甲府交通圏〕 | 〔京浜交通圏〕、〔北総交通圏〕及び〔南房交通圏〕 | 〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔新発田市A〕、〔柏崎市A〕、〔松本交通圏〕、〔上田市A〕、〔飯田市A〕、〔富山交通圏〕、〔高岡・氷見交通圏〕、〔砺波市B〕、〔南砺市〕及び〔南加賀交通圏〕 | 〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静岡交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕 |
|             |               |             | 〔特別区・武三交通圏〕、〔北多摩交通圏〕、〔西多摩交通圏〕、〔県央交通圏〕、〔湘南交通圏〕、〔小田原交通圏〕、〔市原交通圏〕、〔県南西部交通圏〕、〔県北交通圏(埼玉県)〕、〔県北交通圏(茨城県)〕、〔水戸県央交通圏〕、〔県南交通圏(茨城県)〕、〔県西交通圏〕、〔宇都宮交通圏〕、〔県南交通圏(栃木県)〕、〔塩那交通圏〕及び〔甲府交通圏〕 | 〔京浜交通圏〕、〔北総交通圏〕及び〔南房交通圏〕 | 〔長岡交通圏〕、〔上越交通圏〕、〔新発田市A〕、〔柏崎市A〕、〔松本交通圏〕、〔上田市A〕、〔飯田市A〕、〔富山交通圏〕、〔高岡・氷見交通圏〕、〔砺波市B〕、〔南砺市〕及び〔南加賀交通圏〕 | 〔知多交通圏〕、〔尾張北部交通圏〕、〔西三河北部交通圏〕、〔西三河南部交通圏〕、〔静岡交通圏〕、〔浜松交通圏〕、〔富士・富士宮交通圏〕、〔沼津・三島交通圏〕 |
|             |               |             | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで  | 令和二年四月一日から令和四年九月三十日まで    | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで  | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで  |

|   |             |     |     |     |     |     |                      |  |                       |                       |
|---|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 八<br>四国運輸局長   | 七<br>中国運輸局長 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 六<br>近畿運輸局長          | 〔磐田・掛川交通圏〕、〔藤枝・焼津交通圏〕、〔大垣交通圏〕、〔高山交通圏〕、〔東濃東部交通圏〕、〔美濃・可児交通圏〕、〔福井交通圏〕及び〔武生交通圏〕                                  | (略)                   | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで |
|   |             |     |     |     |     |     | 〔大阪市域交通圏〕及び〔神戸市域交通圏〕 | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで  |                       |                       |
| 〔高松交通圏〕、〔中讃交通圏〕、〔徳島交通圏〕、〔松山交通圏〕、〔東予交通圏〕、〔今治交通圏〕及び〔高知交通圏〕  | (略)         | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略)                  | 〔河南交通圏〕、〔泉州交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕及び〔湖北交通圏〕   | (略)                   | 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで |
|   |             |     |     |     |     |     |                      | 〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔神戸市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔天津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕 | 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで |                       |
| 〔呉市A〕、〔東広島市〕、〔福山交通圏〕、〔鳥取交通圏〕、〔米子交通圏〕、〔倉吉交通圏〕、〔松江市〕、〔出雲市〕、〔岡山市〕、〔津山市〕、〔下関市〕、〔宇部市〕、〔山口市〕、〔周南市〕及び〔防府市〕 | (略)         | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略)                  | 〔河南交通圏〕、〔泉州交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕及び〔湖北交通圏〕   | (略)                   | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで |
|   |             |     |     |     |     |     |                      | 〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔神戸市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔天津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕 | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで |                       |

|   |             |     |     |     |     |     |                      |  |                       |                       |
|---|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| 八<br>四国運輸局長   | 七<br>中国運輸局長 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 六<br>近畿運輸局長          | 〔磐田・掛川交通圏〕、〔藤枝・焼津交通圏〕、〔大垣交通圏〕、〔高山交通圏〕、〔東濃東部交通圏〕、〔美濃・可児交通圏〕、〔福井交通圏〕及び〔武生交通圏〕                                  | (略)                   | 令和二年四月一日から令和四年九月三十日まで |
|   |             |     |     |     |     |     | 〔大阪市域交通圏〕及び〔神戸市域交通圏〕 | 令和二年四月一日から令和四年九月三十日まで  |                       |                       |
| 〔高松交通圏〕、〔中讃交通圏〕、〔徳島交通圏〕、〔松山交通圏〕、〔東予交通圏〕、〔今治交通圏〕及び〔高知交通圏〕  | (略)         | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略)                  | 〔河南交通圏〕、〔泉州交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕及び〔湖北交通圏〕   | (略)                   | 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで |
|   |             |     |     |     |     |     |                      | 〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔神戸市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔天津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕 | 令和三年十月一日から令和六年九月三十日まで |                       |
| 〔呉市A〕、〔東広島市〕、〔福山交通圏〕、〔鳥取交通圏〕、〔米子交通圏〕、〔倉吉交通圏〕、〔松江市〕、〔出雲市〕、〔岡山市〕、〔津山市〕、〔下関市〕、〔宇部市〕、〔山口市〕、〔周南市〕及び〔防府市〕 | (略)         | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略)                  | 〔河南交通圏〕、〔泉州交通圏〕、〔姫路・西播磨交通圏〕及び〔湖北交通圏〕   | (略)                   | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで |
|   |             |     |     |     |     |     |                      | 〔河南交通圏〕、〔京都市域交通圏〕、〔神戸市域交通圏〕、〔東播磨交通圏〕、〔生駒交通圏〕、〔中部交通圏(奈良県)〕、〔天津市域交通圏〕、〔湖南交通圏〕、〔中部交通圏(滋賀県)〕、〔湖東交通圏〕及び〔和歌山市域交通圏〕 | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで |                       |

附 則  
この告示は、令和四年十月一日から施行する。

|               |        |                       |             |   |   |
|---------------|--------|-----------------------|-------------|---|---|
| 十<br>沖縄総合事務局長 | 〔沖縄本島〕 | 令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで | 九<br>九州運輸局長 | 〔略〕<br>〔久留米市〕、〔筑豊交通圏〕、〔佐賀市〕、〔唐津市〕、〔佐世保市〕、〔諫早市〕、〔八代交通圏〕、〔大分市〕、〔別府市〕、〔都城交通圏〕、〔延岡市〕、〔鹿児島市〕及び〔鹿児島空港交通圏〕     | 〔略〕<br>令和四年十月一日から令和七年九月三十日まで                          |
| 十<br>沖縄総合事務局長 | 〔沖縄本島〕 | 令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで | 九<br>九州運輸局長 | 〔略〕<br>〔久留米市〕、〔大分市〕及び〔鹿児島市〕<br>〔筑豊交通圏〕、〔佐賀市〕、〔唐津市〕、〔佐世保市〕、〔諫早市〕、〔八代交通圏〕、〔別府市〕、〔都城交通圏〕、〔延岡市〕及び〔鹿児島空港交通圏〕 | 〔略〕<br>令和二年四月一日から令和四年九月三十日まで<br>令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで |